

## 12. 定期性総合口座取引規定

### 但馬信用金庫

#### 1. (総合口座取引)

- (1) 次の各取引は、たんしん総合口座として利用すること（以下「この取引」といいます。）ができます。
  - ① 普通預金（利息を付さない旨の約定のある普通預金を含みます。以下同じです。）
  - ② 期日指定定期預金、自由金利型定期預金〔M型〕、自由金利型定期預金、変動金利定期預金（以下これらを「定期預金」といいます。）および定期積金（以下これらを「預積金」といいます。）
  - ③ 国債等公共債（以下「国債等」といいます。）の保護預りおよび振替決済口座への受入れ
  - ④ 第2号の預積金または第3号の国債等を担保とする当座貸越
- (2) 普通預金については、単独で利用することができます。
- (3) 第1項第1号から第3号までの各取引については、この規定の定めによるほか、当金庫の当該各取引の規定により取扱います。

#### 2. (取扱店の範囲)

- (1) 普通預金は取引店（以下「当店」といいます。）のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含みます。）ができます。
- (2) 期日指定定期預金、自由金利型定期預金〔M型〕および変動金利定期預金の預入れは一口1万円以上（ただし、中間利息定期預金および国債等の利金によって作成されるこれらの預金の預入れの場合を除きます。）、自由金利型定期預金の預入れは当金庫所定の金額以上とし、これらの預金の預入れ、解約または書替継続は当店のみで取扱います。
- (3) 定期積金の一口一回当たりの掛込金額は1千円以上とし、初回の掛込みまたは解約は当店のみで取扱います。
- (4) 国債等の預入れ、引出し、振替または保護預り・振替決済口座への受入れの解約等は当店のみで取扱います。

#### 3. (定期預金の自動継続)

- (1) 定期預金は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。ただし、期日指定定期預金は、通帳の定期預金・担保明細欄記載の最長預入期限に次のとおり自動的に継続します。
  - ① 継続後の新元金が300万円未満 期日指定定期預金に継続
  - ② 継続後の新元金が300万円以上 自由金利型定期預金〔M型〕に継続
- (2) 継続された預金についても前項と同様とします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を当店に申出てください。ただし、期日指定定期預金については、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を申出てください。

#### 4. (預金の払戻し等)

- (1) 普通預金の払戻しまたは預積金の解約、書替継続をするときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに提出してください。
- (2) 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続をしてください。
- (3) 普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻することができる金額（当座貸越利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

- (4) 定期積金を解約する場合は、定期積金掛込帳も併せて提出してください。

## 5. (預金利息の支払い)

- (1) 普通預金（ただし、利息を付さない旨の約定のある普通預金を除きます。）の利息は、毎年3月と9月の当金庫所定の日に、当該普通預金に組入れます。
- (2) 定期預金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受取るとはできません。

## 6. (定期積金の支払時期)

- (1) 定期積金の給付契約金は、満期日以後に払戻請求書なしで普通預金へ入金します。
- (2) 普通預金へ入金したうへは、定期積金掛込帳は無効とします。

## 7. (当座貸越)

- (1) 普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの諸求があった場合には、当金庫はこの取引の預積金および国債等を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金のうへ払戻しまたは自動支払いします。

ただし、当座貸越金をもって定期積金および投信自動積立買付金の掛金払込みは自動支払いいたしません。

- (2) 前項による当座貸越の限度額（以下「極度額」といいます。）は、次の第1号の金額と第2号の金額の合計額とします。

- ① この取引の預積金の合計額の90%または200万円のうちいずれか少ない金額。
- ② この取引の国債等のうち利付国債、政府保証債、地方債についてはその額面合計額の80%と割引国債についてはその額面合計額の60%との合計額、または200万円のうちいずれか少ない金額。ただし、国債等の額面額に乘じる割合は金融情勢の変化により変更することがあります。この場合、変更日および変更後の割合は店頭に表示し、それにより貸越金が増極度額をこえることとなるときは、当金庫からの請求がありしだい直ちに新極度額をこえる金額に見合う国債等を担保に差入れるか、または、新極度額をこえる金額を支払ってください。

- (3) 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。）は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記第9条第1項第1号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

## 8. (貸越金の担保)

- (1) この取引に預積金または国債等があるときは、第2項の順序に従い、次により貸越金の担保とします。

- ① この取引の預積金には、その合計額について223万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。また、定期積金に対する質権設定手続きは当金庫所定の方法によるものとします。
- ② この取引の国債等は、その種類ごとに次の金額を限度とし、かつ前条第2項第2号の金額を担保するに足りるまで貸越金の担保として差入れられ、その国債等（その国債等が混蔵保管の方法により寄託されている場合にはその共有持分権その他いっさいの権利）は担保としてその引渡しを受けます。

- |                 |       |
|-----------------|-------|
| A 割引国債を担保とする場合  | 335万円 |
| B 利付国債を担保とする場合  | 250万円 |
| C 政府保証債を担保とする場合 | 250万円 |
| D 地方債を担保とする場合   | 250万円 |

- (2) この取引に預積金または国債等があるときは、後記第9条第1項第1号の貸越利率の低いものから

順次担保とします。なお、貸越利率が同一となるものがあるときは、次により取扱います。

- ① 預積金を担保とする貸越利率と国債等を担保とする貸越利率が同一の場合には、まず預積金を担保とします。
- ② 貸越利率が同一となる預積金が数口ある場合には、預入日（継続をしたときはその継続日）の早い順序に従い担保とします。
- ③ 国債等が数種ある場合は次の順序に従い担保とします。なお、同種の国債等が数口ある場合には償還期日の早い順、償還期日が同じ場合には取扱番号の若い順とします。
  - A 割引国債
  - B 利付国債
  - C 政府保証債
  - D 地方債

- (3) ① 貸越金の担保となっている預積金について解約または（仮）差押があった場合には、前条第2項第1号により算出される金額については、解約された預積金の金額または（仮）差押にかかる預積金の全額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。
- ② 貸越金の担保となっている国債等について、引出し、振替え、買取り、償還または（仮）差押があった場合には、前条第2項第2号により算出される金額については、引出し、振替え、買取り、償還または（仮）差押にかかる国債等の全額を除外することとし、前各号と同様の方法により貸越金の担保とします。
- ③ 前各号の場合、貸越金为新極度額をこえることとなるときは、直ちに新極度額をこえる金額を支払ってください。

この支払いがあるまで前号の（仮）差押にかかる国債等についての担保権は引続き存続するものとします。

## 9.（貸越金利息等）

- (1) ① 貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年3月と9月の当金庫所定の日に、1年を365日として日割計算のうえ普通預金から引落としまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。
- A 期日指定定期預金を貸越金の担保とする場合  
その期日指定定期預金ごとにその「2年以上」の利率に年0.50%を加えた利率
  - B 自由金利型定期預金〔M型〕を貸越金の担保とする場合  
その自由金利型定期預金〔M型〕ごとにその約定利率に年0.50%を加えた利率
  - C 自由金利型定期預金を貸越金の担保とする場合  
その自由金利型定期預金ごとにその約定利率に年0.50%を加えた利率
  - D 変動金利定期預金を貸越金の担保とする場合  
その変動金利定期預金ごとにその約定利率に年0.50%を加えた利率
  - E 定期積金を貸越金の担保とする場合  
その定期積金ごとにその約定利率に年1.00%を加えた利率
  - F 国債等を貸越金の担保とする場合  
店頭揭示の総合口座貸越利率表記載の貸越利率
- ② 前号の組入れにより極度額をこえる場合には、当金庫からの請求がありしだい直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。
- ③ この取引の預積金の全額の解約、国債等の全部の引出し、振替え、買取りまたは償還により、預積金および国債等のいずれの残高も零となった場合には、第1号にかかわらず貸越金の利息を同時

に支払ってください。

- (2) 国債等を担保とする貸越利率については、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合の新利率の適用は当金庫が定めた日からとします。
- (3) 当金庫に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年18.25%（年365日の日割計算）とします。

#### 10.（国債等の償還金等の受入れ）

この取引の国債等の償還金および利金の支払いがある場合に貸越残高があるときは、保護預り規定兼振替決済口座管理規定（国債等公共債）にかかわらず、当金庫がこれを受けとり、この取引の普通預金へ入金します。また、この取引の国債等の買取代金の支払いがある場合に貸越残高があるときも同様とします。

#### 11.（届出事項の変更、通帳の再発行等）

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 通帳または印章を失った場合の普通預金の払戻し、解約、預積金の元利金の支払い、または通帳の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (3) 通帳を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。
- (4) 届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

#### 12.（印鑑照合等）

この取引において払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

#### 13.（即時支払）

- (1) 次の各号の一にでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当金庫からの請求がなくても、それらを支払ってください。
  - ① 支払いの停止または破産、再生手続開始の申立があったとき
  - ② 相続の開始があったとき
  - ③ 第9条第1項第2号により極度額をこえたまま6か月を経過したとき
  - ④ 住所変更の届出を怠るなどにより、当金庫において所在が明らかでなくなったとき
- (2) 次の各場合に貸越元利金等があるときは、当金庫からの請求がありしだい、それらを支払ってください。
  - ① 当金庫に対する債務の一つでも返済が遅れているとき
  - ② その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき
  - ③ 定期積金掛金の払込みが6か月以上遅れているとき

#### 14.（解 約 等）

- (1) 普通預金口座を解約する場合には、通帳および定期積金掛込帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、通帳に預積金または国債等の記載がある場合で、預積金の残高があるときは、別途に定期預金の証書（通帳）または定期積金通帳を発行し、国債等の残高があるときは別途管理します。

- (2) 前条各項の事由があるときは、当金庫はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はいつでも取引を停止し、または通知することによりこの取引を解約することができるものとします。この取引を解約した場合において、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。
- ① 預金者が取引申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
    - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
    - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
    - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
    - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
    - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
  - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
    - A. 暴力的な要求行為
    - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
    - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
    - E. その他前各号に準ずる行為

## 15. (差引計算等)

- (1) この取引による債務を履行しなければならない場合には、当金庫は次のとおり取扱うことができるものとします。
- ① この取引の預積金については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続を省略し、この取引の預積金を払戻し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。
  - ② この取引の国債等については、事前に通知することなく、これを一般に適当と認められる方法、時期、価額等によって処分の上、その取得金から諸費用を差し引いた残額を債務の弁済にあてることができるものとします。
  - ③ 前号によるほか、事前に通知の上、一般に適当と認められる価額、時期等によって債務の全部または一部の弁済に代えて、この国債等を取得することもできるものとします。
  - ④ 前各号により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。
  - ⑤ 第1号から第3号により、なお普通預金の残高がある場合には、この通帳を持参の上、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。
- (2) 前項によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期預金の利率はその約定利率とします。

## 16. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) 普通預金、預積金、国債等その他のこの取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行ないます。

## 17. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

## 18. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) 預積金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。  
なお、預積金が第8条第1項第1号により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。また、普通預金も同様に相殺することができるものとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
  - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。ただし、相殺により貸越金为新極度額をこえることとなるときは、新極度額をこえる金額を優先して貸越金に充当することとします。
  - ② 前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当します。
  - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
  - ① 普通預金および預積金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
  - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

以 上

(平成24年8月1日 現在)